

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災のすみやかな復旧・復興等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等について

(1) 被災者・避難者の生活再建、被災産業の経営再建、社会生活産業全般にわたる基盤整備、また、復興再生の主体となる被災自治体に対する行財政上の支援措置全般にわたり、国を挙げて迅速かつ集中的に取り組むため、既存の制度にとらわれず、地域の特性と主体性を生かした総合的かつ包括的な特別法を早期に制定し、その迅速かつ的確な執行を図ること。

(2) 自治体が災害復旧・復興及び被災者の生活支援等に要した経費、被災自治体への職員派遣等の支援に要した経費及び震災の影響による自治体の減収額について、災害救助法上の指定の有無や地方交付税交付団体・不交付団体の別を問わず、財政力等による調整を行わず、一刻も早く全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。

また、補助金、交付金等の交付事務に係る手続を大幅に簡素化し、自治体の職員が現場作業に集中することができるように配慮すること。

今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることを保障すること。

(3) 各自治体がそれぞれの復興計画に基づきその実情に応じて迅速かつ柔軟に事業を実施することができるよう、復興基金等の新たな制度を早期に創設すること。

(4) 被災地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、使途の自由度が高く、複数年度での充当が可能な府省の枠を超えた補助金の一括交付金化、規制の緩和や復興特区の創設など、被災自治体の実情を踏まえた措置を早急に講じること。

(5) 応急復旧工事を含む、復旧・復興事業に係る事業全般について、一括交付金化した場合を含め、現行の国庫補助制度の補助率の引上げや補助対象の拡大を行うこと。

(6) 復旧・復興に係る経費については、通常の行政経費とは別枠で確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の前倒し交付など、引続き適切な措置を講じること。

また、東日本大震災における国直轄災害復旧事業費に係る地方負担金について

は、その負担を免除すること。

- (7) 東日本大震災の復旧・復興に係る補助金等は、通常の補助金等とは別枠で確保すること。
- (8) 被災自治体への補助金等の交付については、被災自治体の意見を踏まえ、早期交付等により資金需要に臨機に対応するとともに、交付手続の簡素合理化を図ること。
- (9) 「復興交付金」の創設にあたっては、既存補助金の組換えだけでなく、別途新たに財源措置を図り、被災自治体の財政負担が生じないよう確実に措置すること。
- (10) 平成 27 年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、Is 値の数値の大小に関わらず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、財政措置をすること。
- (11) 内陸部も含めた被災農業関連施設について、被災地の状況を十分調査、把握し、災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃や被害調査等に要する経費への助成等、補助対象の拡充を図るとともに、災害査定等の事務の手続きの簡素化を図るなど、状況に応じた支援措置を講じること。
- (12) 避難のさらなる長期化が予想されるなか、被災自治体に人的・物的支援を行っている自治体や他自治体から受け入れている被災住民に対して行政サービスを提供している自治体に対して、国の責任で確実な財政措置を講じること。
- (13) 被災者を受け入れる自治体が取り組む、農地の提供や農業就労指導、就職や雇用支援などに対して柔軟な支援制度を創設すること。
- (14) 災害復旧を行うにあたり発生する新たな課題について、国と意見交換を行うことのできる仕組みを構築すること。
- (15) 帰宅困難者への対応及び今後の帰宅困難者対策に係る経費について、財政措置を講じること。
- (16) 被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 被災者の生活基盤回復のため、支援金の上限の引上げや半壊世帯、一部損壊を対象とするなど被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策など最大限の支援策を講じること。
- (2) 被災者の生活を支えるための融資制度等を整備すること。

- (3) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。
- (4) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、補助率の引上げなど更なる制度の拡充を図ること。
- (5) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような支援制度を創設すること。
- (6) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (7) 各種土地利用調整・変更手続きについて、一元化及び簡素化を図ること。
- (8) 公営住宅等の低廉な住宅の提供及び災害援護資金制度の拡充を図るほか、被災者に対する新たな支援制度を創設することにより、生活再建に向けた包括的な支援を行うこと。
- (9) 国として、民間住宅等を確保して、被災者・避難者に無償で提供すること。
- (10) 液状化被害に対する復旧・復興、そして、液状化の再発抑制のため被災地域の復旧方法に係る技術的なガイドライン等を国は早急に作成すること。

また、当ガイドライン等については、公共施設（道路、下水道等）のみならず、民間宅地等の復旧方法や境界画定方法、液状化の再発抑制対策についても提示すること。

さらに、今後、液状化被害に対する復旧・復興を地方公共団体等が実施していくに当たり、使い勝手の良く自由度の高い「復興特区制度」を創設し、従来の発想にとらわれることなく、地方公共団体の幅広い裁量の確保や権限移譲、財政支援等について、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- (11) 公共施設はもとより、民間宅地等における液状化被害の調査費をはじめ液状化対策費等の財政支援を国は行うこと。
- (12) 液状化により被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理について、所得制限の撤廃など対象世帯の要件緩和や期間の延長、応急修理のみならず住宅改修や解体撤去費用としても活用できるよう、より被災者支援につながるための抜本的な見直しを図ること。

また、新たに半壊以上になった住宅で、すでに自費で応急修理を行った世帯に対しても、災害救助法に基づく住宅の応急修理を適用すること。
- (13) 液状化により被災した住宅に係る解体及び修理費用、住家の液状化に伴う上下

水道の損傷等液状化による被害に対し、被災者生活再建支援制度の対象拡大及び支援内容の拡充等を含め、長期的視野で国の財政支援措置を講じるなど柔軟な対応を図ること。

特に、液状化被害を受けた全世帯を支援金の対象とするとともに、支援金の増額を行うこと。また、地域経済の再建のために被災した店舗や事業所等に対する新たな支援制度や液状化被害を防ぐ対策に対する新たな支援制度の創設及びその早期執行を図ること。

- (14) 「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日決定・平成 23 年 8 月 11 日改定 東日本大震災復興対策本部）」に位置づけられた「使い勝手の良い交付金」については、復旧・復興には液状化対策や地域振興施策が欠かせないことから、これらについても幅広く活用できるよう制度設計を行うこと。
- (15) 長引く避難生活により、被災者の就労希望者が増加していることから、就業支援及び雇用創出など雇用対策の拡充を図ること。

3. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。
- (2) 震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加や生計維持者の減収等に伴う第 1 号被保険者の負担能力の低下による、保険者の保険財政運営への影響を緩和するため、必要な財政措置を講じること。
- (3) 被災した被保険者に係る一部負担金免除及び国保保険料（税）の減免に対する財政支援を平成 24 年度以降も継続して行うとともに、保険者の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。
- (4) 避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど、受入自治体の負担とならないよう財政措置を講じること。
- (5) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。
- (6) 被災した公的医療機関等の施設復旧事業に対して交付される医療施設等災害復旧費補助金について、補助率の嵩上げを図るとともに、被災した公的医療機関が復旧するまでの間、地域医療を支えるため、仮設病院の整備について制度を創設し、財政支援措置を講じること。

- (7) 三陸沿岸地域を中心に公立病院等をはじめとする医療機関が壊滅的な被害を受け、地域の医療体制がさらに弱体化していることから、地域住民の暮らしと生命を守るため、公立病院の早期の復旧支援と十分な財政措置を行うとともに、常勤医師の不在や不足の解消、地域偏在の是正など抜本的な医師確保対策を講じること。
- (8) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (9) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (10) 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険での対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の使用者に対する給付を推進すること。

4. 避難者支援について

- (1) 自治体の域外からの避難者の受入に係る経費（避難所の管理運営等の職員人件費を含む。）については、被災自治体等からの要請の有無や災害救助法上の指定の有無を問わず、地方交付税交付団体・不交付団体の別なく財政力等による調整を行わずに、全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。また、今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることが保障すること。
- (2) 避難者への一時資金の給付や家賃補助など、生活支援の一層の拡充等を早期に図るとともに、居住環境の改善について支援を講じること。
- (3) 被災地や周辺自治体等の市民へ影響を及ぼす情報について、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

5. 地域産業の復旧・復興に対する支援について

- (1) 風評被害による被災地からの企業の流出を防ぎ、新たな企業を誘致するため、法人税や法人事業税・固定資産税減免などの優遇措置が適用できる特区制度を早急に創設すること。
- (2) 東日本大震災にかかる復興支援について東日本大震災による影響から東北全体の経済復興を図るため、東北地方の企業が共に復興事業に参画していけるよう、

支援の枠組みを構築すること。

- (3) 水産加工業など直接被害を受けた事業者や、観光産業など風評被害の影響を受ける業種については、雇用の維持や新規採用に影響が出ていることから、地域の実態に即した支援制度や財政措置を講じること。
- (4) 震災の直接・間接被害を受けている中小企業等の経営の安定に支障が生じることがないように、現行のセーフティネット保証制度の維持及び中小企業金融円滑化法の期限延長など、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
- (5) 被災事業者への緊急融資と特別利率の設定を行い、早期実施を図ること。
- (6) 被災した観光施設等の復旧・復興を速やかに進めるための財政支援措置を講じるとともに、継続的な観光キャンペーン等の観光優遇策を講じること。
- (7) 地震被害及び原発事故に起因する国内外における風評被害を払拭し、外国人観光客に対する安全性の発信や積極的な誘致活動等を進めるなど、継続的かつ多彩な訪日観光振興策の促進に向けた支援措置を拡充すること。
- (8) 被災した農地及び農業用施設の復旧並びに除塩事業について、全額を国費で負担するなど農地・農業用施設及び農業機械等の早期復旧に向けた支援措置を講じること。

また、東日本大震災農業生産対策交付金における交付率の引上げ及び実施期間の延長等を図ること。

- (9) 東日本大震災による被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災地域の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (10) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、「東日本大震災復興特別貸付」、「東日本大震災復興緊急保証」や「セーフティネット保証」等の各種保証制度や融資制度等の金融支援措置の充実、「中小企業金融円滑化法」の期限延長、税制上の優遇措置の拡充等、引き続き地域の実態を踏まえた総合的な中小企業対策を実施すること。

また、「産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の設立・運営に関しては、運用条件の緩和を図るなど、活用しやすい制度とすること。

さらに、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れ

を行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。

- (11) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大など支援措置の充実を図ること。特に、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）」については、事業費の増額及び当該制度の継続的实施を行うこと。
- (12) 亜炭鉱採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、陥没被害の緊急保全対策に係る財政支援措置を講じるとともに、災害復旧工事に必要な特定鉱害復旧事業基金の積み増しなどの財政支援措置を講じること。
- (13) 燃料備蓄基地から災害時に迅速に備蓄燃料を供給するよう石油の備蓄の確保等に関する法律等の関係法令の整備を行うこと。
- (14) 被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、被災者の就業先確保に資する雇用創出策を講じるほか、被災者雇用開発助成金や3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の拡充を図るなど、安定的な雇用維持を可能とする抜本的な雇用対策を講じること。
- (15) 雇用対策に関する各種手続きを簡素化するとともに、間接的な被害により影響を受けている地域においても、一定規模以上の売上が減少している企業については、労働保険の事業主負担減免などの特例措置を講じること。
- (16) 被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (17) 雇用調整助成金制度について、事業主負担率の見直しを行うなど、制度の活用促進に向けた対策を講じること。

6. 公共施設の復旧・再整備等について

- (1) 各種公共施設の災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な引上げ、対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等に係る災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が図られているが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 支所を含む行政庁舎の機能回復に向け、市町村行政機能応急復旧補助金の補助率を引き上げるとともに、残余の地方負担に充当する災害復旧事業債の元利償還

金について全額地方交付税措置すること。また、庁舎の建替えや大規模改修を実施する場合を対象としていないことから、補助対象の拡大を行うこと。

- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講ずること。
- (5) 災害復旧事業費の確定が前提となる国庫負担率及び特別財政援助額の算定にあたって、災害査定が翌年以降とならざるを得ない自治体が不利益を被ることのないよう配慮すること。

7. 合併特例債及び過疎地域自立促進特別措置法の延長について

- (1) 厳しい財政事情や東日本大震災の影響等を踏まえ、災害救助法の適用地域以外の合併市町村の合併特例債の発行可能期間の延長措置を早急に講じること。
- (2) 平成 27 年度末までの法期限となっている過疎地域自立促進特別措置法については、震災の復旧・復興を優先することにより被災市町村をはじめとして全国の自治体における過疎対策債事業の大幅な遅れが想定されることから、5 か年程度延長すること。

8. 廃棄物・リサイクル対策について

- (1) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金の交付対象とされている損壊家屋等の解体処理事業について、解体工事の対象となる家屋等の認定基準を明確化するとともに、事務の簡素化を図ること。

9. 社会基盤施設等の復旧に対する財政支援等について

- (1) 被災地の復旧と再建に向けた土地区画整理事業については、制度の補助拡大や補助率のかさ上げなど、引き続き、特例措置を講じること。
- (2) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路について、重点的な整備促進を図り、早期の全線開通を目指すこと。
- (3) 被災した鉄道路線の早期復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。

(4) 湾口防波堤等の国有港湾施設、海岸保全施設（堤防・胸壁・水門・陸閘等）等の迅速な復旧・整備促進を図ること。

また、整備に当たっては、港湾内の水環境の保全に十分配慮した構造とすること。

(5) 防潮堤、岸壁及び野積場等の港湾施設の復旧・復興のために必要となる費用については、被災自治体の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

(6) 民間企業が所有する港湾施設、港湾荷役機械及び港湾関連施設など、海上物流を支える施設の復旧及び港湾背後地に立地する港湾関連業者に対し、十分な支援措置を講じること。

(7) 震災に伴う漂流・漂着物の処理等、地方自治体の対応が必要となる事態に対しては、その全額を国庫負担とすること。

(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業については、補助対象や、採択要件を拡大するとともに、全額を国において負担し、更に事業費枠の廃止等の特例措置を講じること。

(9) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、面積・戸数等の採択要件を撤廃するなど補助対象を拡大するとともに、全額を国において負担する等の特例措置を講じること。

(10) 河川等の迅速な復旧、整備を図ること。

(11) 小規模住宅地区改良事業については、採択要件を緩和する等補助対象の拡大及び補助率の引き上げ等の特例措置を講じること。

(12) 東日本大震災のみならず、頻発する大規模災害によって被災した宅地の復旧に対して、復旧工事に要する経費の一部を補助する等の負担軽減策を講じること。

(13) 水道施設の震災対策等に対する財政支援として、ライフラインの機能強化及び危機管理対策としての電源二重化に必要な自家発電設備の設置、応急給水に必要な給水車並びに資機材の整備に係る費用を補助対象とすること。

また、水道水の安定供給については、既存の耐震型の貯水槽や基幹施設は今回の災害に効果があったことから、「緊急時給水拠点確保等事業」の補助要件の緩和と補助率の引き上げ措置を講じること。

(14) 地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時には当該資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材

の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。

- (15) 被災した下水道の再整備や地盤沈下に伴う雨水排水対策として行う排水機場の増設等に対する財政措置の充実を図ること。

また、被災した汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する財政措置を図ること。

- (16) 公共土木施設災害復旧事業における都市自治体や下水道利用者の負担軽減を図るため、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業とするなど、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用を図ること。

また、下水道施設の災害査定については、地域の実情に配慮し実施すること。

- (17) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の更なる延長や資本費平準化債制度の拡充など、下水道事業における資金不足対策を講じること。

- (18) 平成 25 年度末を期限とする合流式下水道改善事業は、被災市における事業が大幅に遅れることが想定されるので、その期限を延長すること。

- (19) 被災公共施設に係る公的資金等からの既存債務については、借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故は、関係者の懸命の努力にもかかわらず、未だ収束の兆しは見えてこない。

言うまでもなく、東京電力福島第一原子力発電所事故は、安心・安全への信頼を根底から揺るがし、放射線被ばくによる健康被害への不安、避難者への対応、農畜水産物の汚染、食の安全確保、風評被害による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

現在、我々自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減を図るべく、放射性物質の除染対策に全力で取り組んでいるが、原子力政策は、本来、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、その事故処理や安全対策は、国が東京電力とともに包括的かつ全面的な責任の下に対応しなければならないものである。

よって、国は、今回の事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応など、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束等

- (1) 国は東京電力とともに、原発事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消を図るとともに、施設の長期的・安定的な安全管理を行うこと。
- (2) 今回の事故に係る原因究明と検証を徹底して行い、それらに関する詳細な情報を速やかに公開すること。
- (3) 国内外に対し、放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報活動を行うこと。また、放射線量の安全基準を早急に策定し、公表すること。

併せて、当該安全基準を超えた場合の対応策を明示するとともに、迅速で適切に対応できる体制を構築すること。さらに、その対策等に要した費用の全額国費負担等について、財政措置を講じること。

- (4) 放射線の影響を受けた全ての地域を放射性物質汚染による災害地域と認定するための特別法の制定を図ること。
- (5) 原子力災害は、前例のない長期間の財政負担を要することとなることから、現行法体系にとらわれない特別措置をその時々的情勢に則し速やかに実施すること。

2. 財政支援

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的かつ迅速に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

3. 放射能除染及び放射性物質を含む廃棄物の処分場の早急な整備等

(1) 道路や側溝、校舎等の除染作業を実施するにあたり、放射線値の比較的高い箇所（ホットスポット）については、被災地はもとよりそれ以外の地域においても被災地に準じた措置を早急に講じるとともに、かかる費用の全額について負担すること。また、側溝等排水施設の汚泥について、その処分における放射線量の基準値を設定するとともに、基準値を超えた場合の処分方法を示すこと。さらに、自治体が行った放射線対策等に係る費用すべてについて財政措置を講じること。

(2) 放射性セシウム濃度が1 kg あたり 8,000 ベクレル以下の汚泥等については、具体的処理方法を早急に明示し、セメント業界等との調整を図るとともに、従来再利用化していた、セメント原料としての搬出を焼却灰から脱水汚泥に切り替えた場合の増加費用（運搬・処分）を国が負担すること。

また、処分事業者が焼却ばい煙処理や埋立て工程において適宜適切な処理が行えるよう対策を講じるとともに、かかる費用については全額国において負担すること。基準値の安全性が明確に示されておらず、住民の理解を得ることが困難であることから、国の責任において適切な情報提供と説明を行うこと。

(3) 清掃工場から排出される焼却灰について、放射性セシウム濃度が1 kg あたり 8,000 ベクレルを超える場合の一時保管場所及び埋め立て処分等の最終処分場所の確保または斡旋等を早急に行うこと。併せて、その対策等に要した費用すべてについて財政措置を講じること。

(4) 放射性物質により汚染されたがれきの処分については、まず原因者である事業者の責任のもと実施すべきであり、最終的には国が全ての責任を負うこと。なお、震災で発生したガレキ等に放射性物質が付着しているため、一時仮置きしている現状にあるが、国の責任においてその処理方法等について引き続き明確な指示を

出すとともに、早急に処理が実行できるよう支援体制を強化すること。

- (5) 放射性物質に汚染された浄水・下水道汚泥・表土などの処理に関し、仮置き場の設置や運営等について、国は早急かつ十分な支援を講じるとともに、中間貯蔵施設の確保・整備や、最終処分場の確保・整備を含めた最終的処分方法の方向性等について、早急に具体的かつ明確に示すとともに、国の責任において確保すること。また、災害廃棄物の管理について、安全対策の徹底を図るよう、国が監視体制の強化を図るなど適切な措置を講じること。さらに、これらに要する経費及び処分に要するすべての費用について財政措置を講じること。

4. 放射線による住民の健康管理等

- (1) 住民の健康診断と被ばく積算量調査を早期に実施し、かつ定期的・長期的に実施できる体制を確立すること。
- (2) 大気、土壌、海洋等の環境モニタリングを拡充し、放射線モニタリングポストの増設等による、広域的かつ継続的な放射線量等の測定を実施するとともに、放射線等に関する情報について、迅速、正確及び詳細な情報の提供を行うこと。
- (3) 放射線の測定については、都市自治体に対し、放射線測定装置等の貸与を推進するとともに、信頼性の高いデータを市民に提供するためには、放射線測定基準、測定機器の統一が必要であることから、国において早急に統一した基準を示すこと。
- (4) 放射線による健康リスクについて、科学的・医学的見地から国内外の専門家により継続して検証し、早期公表を行うこと。
- (5) 水道水の安全確保のため、水質検査を継続して実施するとともに、摂取制限等緊急時における飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- (6) 希望者への積算線量計の貸与・配布及び相談窓口の開設や、ホールボディカウンター検診車の自治体ごとの設置など、原発事故に伴う放射線物質の影響を受けた全地域において健康管理が日常的に実施できる環境整備を図ること。また、放射線量等測定器の精度を確認できる機会を設定するとともに、放射線量等測定に係る全費用について財政措置を講じること。
- (7) 国が定める避難基準値（20mSv／年）以下の地域であっても、住民が原発事故の被災者であることを公式に認め、住民の長期健康管理（最低 30 年間）及び原発事故に起因する疾病対策を講じるとともに、その経費について国が全額を負担すること。

5. 放射線による幼児・児童・生徒の心身の健康管理

- (1) 幼児・児童等に関する放射線量の安全基準を明確に示すこと。また、保育園、幼稚園、学校及び公園等における土壌の放射線量の監視体制を強化すること。
- (2) 学校給食を安全に安心して提供できるよう、食品の市場流通段階等におけるモニタリングの強化と情報の適切な公表、給食食材における含有放射線量の安全基準等を策定するとともに、それに対するきめ細かな検査体制を確立すること。
- (3) 妊婦や子供たちの健康管理と健康影響について、継続的に研究できる放射線に関する専門施設を設置し、ホールボディカウンター・超音波機器・血液分画・バイオアッセイ等の専門検査機器を整備するほか、学校教育と連携しながら子供の健康状況を一元管理するとともに、放射線に関する専門家の養成を行うこと。

6. 原子力発電所事故に伴う医師確保対策

- (1) 緊急時避難準備区域における医療法人からの医師離れを防止するための措置を講じること。
- (2) 放射性物質やその風評被害により、医師が流出し、新たな医師の招へいが困難となっていることから、都道府県域を超えた医師偏在の調整や公的病院への医師派遣事業の継続・拡大を図ること。

7. 各種経済活動に対する支援等

- (1) 原発事故による実害及び風評被害を受けた農林水産商工観光等のすべての事業者への速やかな補償、債務返済猶予など、事業再建への支援を行うこと。また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。さらに、風評被害により生じた損失すべてについて補償を行うこと。
- (2) 風評被害の防止対策や農畜水産物の安全性の確保対策、地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する支援を早急に講じること。
また、農畜産物及び農地の土壌について、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、作物や産地の収穫時期に合わせた、きめ細かで公平均等な検査を行い、消費者に農畜産物の安全性等をPRするなど、引き続き一層の風評被害対策を講じること。
さらに、農家に対する経営再建支援及び放射能汚染土壌の取扱い等、営農に関する正確な情報提供の一層の充実を図ること。

- (3) 農産物の出荷停止等の解除の基準については、明確にするとともに、毎週検査して3回連続で暫定規制値を下回った場合としているが、その期間を10日程度に短縮すること。
- (4) 風評被害により、観光産業が大きな打撃を受けていることから、海外へ向けた観光地の安全性への信頼回復と正確な情報発信、緊急誘客キャンペーンなど誘客の一層の促進に向けた取組については国の責任において対応するとともに、地域自らの取組に対する支援強化を図ること。
また、過度な観光敬遠や風評被害を抑制するためにも、放射線量が低い地域については、除染を行う等により安全性を確保すること。
- (5) 観光業の風評被害における損害額算定の基準については、原発事故以前の客観的なデータを参考にして、原発事故に伴う風評被害と想定される損失すべてについて不公平感のない、きめ細かな算定基準を作成すること。
- (6) 避難指示区域にあった事業所が事業を継続・再開するために新規の雇用を行う場合には、特段の助成制度が受けられるようにするなど、被災企業に対する支援や被災者等の雇用対策を強化すること。
- (7) 原子力災害に伴う損害賠償については、圏域内に軌道のある第三セクター鉄道を対象とし、仮払いを含む賠償等が確実になされる枠組みを早急に確立すること。
- (8) 国は食品等の安全性を確保し、消費者が食に関する安心感を取り戻せるよう、汚染された食品等を流通ルートに乗せない仕組みを構築するとともに、消費者に対する相談体制や体内被ばく検査体制の充実を図るなど国の責任において適切な措置を講じること。
- (9) 食の安全と消費者への不安解消のため、食肉に供する牛の全頭検査や平成23年度産の飼料等に配合される国産原料及び米の全袋検査を国の責任において実施すること。また、すべての農業者への補償については、農業再生に向けたあらゆる支援とともに安定した農業経営の維持を図るため、迅速な所得確保対策を講じること。
- (10) 米を含む農作物や米ぬか、さらには農産加工品の安全性を確保するため、農産物のモニタリングを継続的に実施し、その経費については全額を国において負担するとともに、その結果とそれに伴う影響を迅速かつ正確に周知すること。
- (11) 腐葉土の生産自粛と消費減少に伴う農家等の損失補償について措置を講じるとともに、既に流通している腐葉土に関する検査等の費用についてもその全額を国において負担すること。

(12) 放射性物質の検査については、国の責任による品目に応じた検査方法や基準値の設定、食料の認証制度の確立など、消費者の不安解消につながる措置を講じること。特に、食品衛生法による暫定規制値について、科学的根拠に基づく信頼性の高い数値に見直すこと。

(13) 茶や乾燥シイタケなどの農産加工品の暫定規制値については、生鮮食品とは別の基準を定めること。特に、お茶については、その特性を踏まえ、消費者が口にする食の形態に応じ、きめ細かくかつ科学的根拠に基づいた新たな規制値を設定すること。さらに、食品衛生及び茶生産の振興に係る関係省庁と調整した上で、検査方法や評価基準等を確立・公表すること。

8. 放射性物質汚染稲わらに係る被害に対する対応

(1) 稲わらの汚染に伴い、飼育農家が給与する稲わらの不足が懸念されているため、安全な稲わらの全国的な需給調整や代替飼料の確保を行い、粗飼料に不足が生じることのないよう、万全の措置を講じること。

(2) 高濃度汚染稲わらや牧草、堆肥等の管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、国の責任において再利用が困難な高濃度汚染稲わらを処分すること。また、現在、これらを保管している農家に対して早急に健康診断を実施すること。

(3) 高濃度汚染稲わらを給与された牛の糞尿から製造される堆肥の利用などによる二次被害が懸念されることから、糞尿の保管・管理場所の確保に係る指針を早急に策定するとともに、その経費についても財政支援措置を講じること。

(4) 風評被害による取引価格下落額及び高濃度汚染稲わら等の購入粗飼料代金や飼養期間延長に係るコスト増嵩等による損害額について、「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」の対象に盛り込むなど、万全の賠償措置を講じること。

(5) 放射性物質を含む稲わらを与えられた肉用牛の県内外の全頭検査や国による買い上げ、緊急融資等の対策を講じるとともに、迅速かつ効率的な検査が行えるよう新しい検査技術の早期開発を図ること。また、安全な稲わらの確保対策に万全を期すと共に、風評被害の払拭と価格低下に伴う減収分を財政支援すること。

9. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の完全実施及び生活再建支援

(1) 政府による避難等指示区域の内外にかかわらず、原発事故により被った損害については、国の責任の下で確実に補償し、生活再建のための支援を全面的に

行うこと。

- (2) 地震・津波により住宅が全壊または半壊した住民の住宅受入と同様に、原発による避難住民に対しても住宅受入をさらに積極的に行うこと。

10. 原子力関係施設に関する安全審査基準及び防災指針の抜本的見直し等

- (1) 今回の原子力災害の検証を踏まえ、すべての原子力発電所の安全審査基準を強化し、中立的な第三者機関のもとで安全確認が行われる仕組みを構築するなど安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- (2) 原子力の安全規制に携わる人材の増強と育成を行うこと。
- (3) 今回の原子力災害による放射能汚染範囲を踏まえ、住民の安全・安心を最優先にする観点から、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や避難先の選定方法など防災指針の抜本的見直しを早急に行うこと。また、現行の周辺地域にとどまらない広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、制度の創設や弾力的運営を図るなど、徹底した対策を講じること。
- (4) 原子力事業者との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の関係法令の整備を行うこと。
- (5) 原子力発電所で事故が発生した場合の科学的根拠に基づいた被害想定と災害発生後の段階に応じた対応マニュアルを早急に策定すること。また、原子力災害の概要、放出された放射線量及びその拡大範囲などに関する情報の迅速かつ正確な伝達体制を整備すること。
- (6) 原子力発電所事故等により大量の放射性物質が放出される可能性がある場合に当たっては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による解析の結果を適切に公開するとともに、避難区域の設定や住民避難については関係自治体の意向を踏まえ、主導的な役割を果たすこと。
- (7) 住民の速やかな避難や緊急車両通行に必要な防災道路を早急に整備するとともに、住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災資器材の増設・整備、物資の備蓄を適切に行うこと。
- (8) 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

11. 電力の安定供給の確保等

(1) 電力の安定供給の確保

- ① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。
- ② 電力不足による大規模停電を回避するために行う節電対策に当たっては、住民生活等に混乱が生じないように、早期に必要なとす的確な情報提供を行うこと。
- ③ 今後、やむを得ず計画停電を行う場合には、医療機関、在宅で生命維持装置などを使用する世帯及び廃棄物処理施設に対し、安定した電力供給を行うとともに、大規模製造事業所の操業の確保等、地域経済への影響や地域の実情・特性を考慮した方法を検討すること。

また、自治体の拠点となる重要な施設・設備及び病院等については非常時における電力・燃料の優先供給を行うこと。

- (2) 発電コストの増加に伴い、特定の地域の住民に電気料金の引き上げという形で負担が転嫁されることがないように、国が責任を持って対処すること。

12. 将来を見据えたエネルギー政策の検討

- (1) 地球環境の保全と国民の安全安心の確保や企業立地等の社会経済の発展を前提として、効率的かつ安定的な電力供給の確保等を図るため、将来にわたるエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。
- (2) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一、LNGの更なる活用を図るとともに、代替エネルギーとしての太陽光発電等の再生可能エネルギー活用や潮流発電等の新エネルギーの地産地消の推進等を図るため、再生可能エネルギーの将来ビジョンを早期に策定し、必要な財政支援措置の充実を図ること。

特に、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、電力の買取価格の引き上げを含めた実効性のある制度を確立するとともに、発電効率と蓄電池の性能向上のための科学技術振興策の推進や送電設備等のインフラ整備に対する支援措置を講じること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定の見直しと連動地震による被害想定策定を早急に行うとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域として指定すること。また、地震予知・津波観測ネットワークの早急な整備、基幹的広域防災拠点の早期整備など、大規模地震防災対策を強化すること。
- (2) 東日本大震災の被害実態を調査・分析し、津波浸水予測を含む地震・津波被害想定を根本的に改め、早急に防災基本計画及び防災指針等の見直しを行うとともに、具体的かつ総合的な地震防災対策・減災対策を早期に講じること。また、地域防災計画の見直しについて、支援・財政措置を講じること。
- (3) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五か年計画の見直しを行うとともに、計画事業に係る財政上の特別措置の範囲の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の充実・拡充を図ること。
- (4) 新たな活断層について、国の責任において、活動周期、規模及び長さ等を早期に調査すること。
- (5) 電気・ガス・上下水道、道路、橋梁、鉄道、港湾、通信等のライフライン施設の耐震化、防災機能の高度化を推進するとともに、早期の復旧を図るための資器材の備蓄・調達対策を確立すること。
- (6) 市役所等災害対策本部や支援の拠点施設・避難施設となる公用・公共施設の耐震化等の防災機能強化や避難所、避難路、津波避難ビル等避難施設の整備を推進するとともに、財政措置を拡充すること。また、民間事業所、マンション等の避難場所への改修等に対して、支援・財政措置を講じること。
- (7) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断及び耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (8) 災害に強い海上輸送ネットワークの構築と地域防災力の構築を図るため、湾岸

防波堤等の整備や耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設並びに臨港道路の耐震化等防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

- (9) 広域的な災害時における緊急物資の備蓄や受け入れ・搬送、被災者の輸送等を担う防災拠点の整備、機能強化、迅速な搬送体制の確立を図るとともに、国民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう供給体制を見直すこと。また、国として広域的な緊急物資の備蓄を行うこと。
- (10) 地震による災害想定を見直した上で、緊急物資の備蓄計画の指針等を示すとともに、避難所等への緊急物資の備蓄及び発電機等の資機材の整備のための財政措置の充実強化を図ること。また、物資や人材、災害用衛星携帯電話等のデータベース化を行うこと。
- (11) 災害が複数県にわたり多数の避難者が生じた場合は、国において具体的な避難方針、計画を定める等、適切な措置を講じるとともに、避難者受入自治体の負担軽減を図ること。
- (12) 災害時においては、病院、福祉施設、ごみ処理施設等のライフラインを優先的に復旧させるとともに、医療材料及び燃料等を優先的に確保すること。
- (13) 災害時においては水道施設応急復旧用資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、当該資器材の調達が円滑に行えるよう備蓄対策等の制度の確立を図ること。
- (14) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、液状化防止対策、被災住宅・公共施設の復旧等に対する支援・財政措置を講じること。
- (15) 津波対策としての地盤嵩上げ事業について補助対象とすること。
- (16) 津波対策として、携帯電話を活用した早期避難を促すため、緊急地震速報と同様のシステムを関係機関との連携により開発整備すること。また、GPS 沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間で活用できるよう財政支援措置を講じること。

2. 防災対策の充実強化について

- (1) 首都直下型地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え防災対策の充実・強化を図るために、地方の意見を十分反映させた災害対策法制の見直しを行うこと。

- (2) 災害対策基本法は、市役所機能の喪失や域外避難など広域的な大規模災害に十分対応していないことから、こうした事態も想定し、国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえた多重的かつ具体的な防災体制が構築されるよう改正すること。
- (3) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話など情報伝達システムについて、整備の推進、機能の向上、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 災害対策への全国的な財政需要の増加に鑑み、十分な財源を確保するとともに、災害対策事業及び災害復旧事業に要する経費について、十分かつ適切な財政措置を講じること。また、総合治水対策について、財政措置を拡充すること。
- (5) 一般家庭における防災対策の促進及び自主防災組織の育成等に対する財政措置を講じること。
- (6) クラウドコンピューティングの推進等による自治体情報保管の確実性を高めるための重層的な安全システムの構築に対する支援策を講じること。
- (7) 今回の大震災の経験を踏まえ、防災関係施設及び孤立化することが想定される地域への衛星携帯電話の設置及び防災関係施設への非常用電源の設置について財政措置を講じること。
- (8) ハザードマップの作成や被災者の生活再建を支援するためのシステムの導入等の災害対策のためのソフト事業について、適切な支援措置を講じること。

3. 支援対策等の充実強化について

- (1) 現行の災害救助法は、都道府県が国の法定受託事務として救助を行うこととなっており、基礎自治体間の相互協力、連携については、全く想定されておらず、垂直的な救助にとどまっているなど、大規模災害や広域的災害に即応できるものとなっていない。従って、地方自治体が迅速かつ柔軟に即応できる制度とするとともに、地方自治体間の水平的、自主的な支援に対する国の費用負担を明文化するなど抜本的に見直すこと。
- (2) 被災自治体と支援自治体が、迅速に実態に即した活動ができるよう全国的な物的・人的支援の仕組みの構築を推進するとともに、被災者や被災自治体のみならず物的・人的支援を行う自治体、避難者を受け入れる自治体に対する財政措置制度を設けること。
- (3) 災害や災害復旧に関する重要な決定事項・情報については、自治体へ速やかに提供するとともに、国民が混乱することのないよう情報提供のあり方を検討する

こと。

- (4) 被災者、避難者が社会保障、雇用を含む総合的な行政サービスを享受することができるよう、国において適切な措置を講じること。
- (5) 災害援護資金貸付金の償還について、東日本大震災以外の災害についても、借受人の無資力等をやむを得ない場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。
- (6) 被災者生活支援法について、被害実態を踏まえて支給対象を拡大する等、制度の拡充を図ること。

4. 台風、豪雨等による風水害からの早急な復旧等について

- (1) 高速道路、幹線道路等の社会基盤を早急に復旧・整備するとともに、土砂ダムの決壊防止等の二次災害防止策を講じること。また、被災者の生活支援や災害応急対策について支援を行うとともに、災害復旧に要する経費については、泥土、流木等の処理等も含め、特別交付税等により十分な財政支援を行うこと。
- (2) 激甚災害の早期指定を行うとともに、被災者生活再建支援法の早期適用を行うこと。

5. 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に必要な財政措置を拡充するとともに、高速道路等の長大トンネルに設けられた消防救急無線設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。また、デジタル化の推進に当たっては、地域の実情や消防本部の規模を踏まえて対応すること。
- (2) 消防施設、車両、資機材及び通信機器等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化、消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

円高・デフレへの総合的な経済対策と地域経済の活性化 に関する重点提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 歴史的な円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の安定に支障が生じることがないように、セーフティネット保証制度等の充実や認定基準の緩和を図るとともに、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備や企業誘致に対する財政措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全などの役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

5. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

2. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、第1次一括法及び第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

4. 国と地方の二重行政を解消する見地等から、国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

なお、検討に当たっては、広域的災害対策等についても十分議論するとともに、指定都市の区域内の事務権限については、指定都市に一元的に直接移譲すること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。
また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
6. 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。
また、住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて早急に検討を行い、早期に制度改正を行うこと。
さらに、「特別自治市」を含め、新たな大都市制度について検討すること。
7. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。
また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。
8. 社会保障と税に関わる番号制度や地方公務員の労使関係制度等、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方公共団体と十分協議すること。
また、地方への速やかな情報提供や十分な準備期間の確保を行うとともに、国民への周知等を図ること。
さらに、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

地方公務員給与と都市自治体の自主性に関する重点提言

政府においては、国家公務員の給与を平均 7.8%引き下げる臨時特例法案の早期成立を期し、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないとの閣議決定を行った。

政府内には、地方公務員給与を臨時特例実施後の国家公務員給与に準ずるべきとの意見があるが、地方公務員の給与額の決定に対して国が干渉することは、地方自治体の自主性を阻害するものであり、これまで国を上回る大幅な人員削減による人件費の削減などの行財政改革を実施してきた都市自治体としては、到底受け入れられるものではない。

地方公務員の給与は、基本的に地方自治体において自主的に決定すべきものである。

よって、国は、都市自治体の自主性を尊重すべきであり、地方公務員給与の決定に国の方針の押し付けは許されるものではないこと。

また、特に、国家公務員給与の減額措置等について、地方財政計画や地方交付税の算定において反映させることは厳に行わないこと。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言する。

1. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設

- (1) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
- (3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2. 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実強化を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

3. 固定資産税の安定的確保

固定資産税の平成24年度評価替えにおいて、大幅な減収が見込まれることから、合理性が低下した課税標準の特例措置等については、抜本的な見直しを図ること。

4. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保及び車体課税の維持確保

都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

また、自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持するとともに、現行のエコカー減税導入前の税込水準が確保されるよう措置すること。

5. 地方の自由度を高める国庫補助負担金の地域自主戦略交付金化と必要額の確保

市町村向け補助金等の地域自主戦略交付金化の具体の制度設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

(1) 総額については、従来の補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないよう、必要額を十分に確保すること。

(2) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。

また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。

(3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等や一部事務組合等に対する補助金等は対象外とすること。

(4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。

(5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。

6. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
4. 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員処遇改善交付金事業については、恒久的な措置とすること。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

(2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

- (3) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (4) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

特に、平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (3) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(4) 予防接種について

- ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

- ② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

- ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

2. 少子化対策について

(1) 子どもに対する手当制度について

- ① 子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、支給

に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。

また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については、地方の裁量に委ねること。

- ② 平成 24 年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。
- ③ 平成 24 年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行ったうえで、都市自治体の意見を尊重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等について、国の責任において万全の措置を講じること。

- ④ すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

(2) 子ども・子育て新システムについて

- ① 子ども・子育て新システムについては、本年 7 月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、成案を取りまとめること。
- ② 子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から除外すること。
また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限用途を弾力化した交付金とすること。
- ③ 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」にとどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。
- ④ 子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うこと。
- ⑤ すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するに当たっては、国における所管は一本化すること。

- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。

また、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

生活保護制度に関する重点提言

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会経済構造に十分対応できず、制度疲労を起こしている。

そのような中、全国市長会は、平成 18 年度に全国知事会と共に、将来を見据えた生活保護制度等について検討を重ね、「新たなセーフティネットの提案」として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②高齢者対象制度、③ボーダーライン層への就労支援制度を提案したところである。

一方、世界的な金融危機に端を発した雇用情勢の悪化や高齢化の進展等により、生活保護受給者は 205 万人を超え、過去最多を更新したことが明らかとなっており、生活保護に要する財政負担が都市自治体の財政を圧迫している状況にある。

また、東日本大震災からの復旧・復興を目指す被災者の方々は、仮設住宅への入居等により生活基盤が整いつつあるものの、未だ生活再建の目途が立たず、生活困窮に陥る事態が懸念されるなど、今後、生活保護の相談・申請件数のさらなる増加が見込まれており、生活保護経費の全額を国庫負担とする等の財政措置を講じる必要がある。

よって、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、国と地方の協議の場等において十分協議し、都市自治体の意見を尊重すること。
2. 国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。
3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。

2. 現在検討されている小型電気電子機器リサイクル制度について

(1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで制度設計を行うこと。

(2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

(3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

(1) 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

5. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとと

もに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講
じること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤を構築するため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金の充実
 - (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。
 - (2) 同交付金の一部は地域自主戦略交付金に移行されたが、今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、同制度の明確化を図ること。
 - (3) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
4. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、道路整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
4. 地域公共交通活性化策への支援の充実
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。
 - (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路の確保のため、離島航路整備施策の充実を図るとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。
5. 港湾・海岸の整備
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

- (3) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

6. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 24 年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる確立と振興などが損なわれないよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に対応すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農林漁業の再生のための安定財源の確保策や消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等の具体的な方策は今後検討することとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立すること。

また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

- (4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。
- (5) 平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討するとされているが、見直しの検討に当たっては制度の多角的な検証を十分に行うとともに、関係者からの意見を踏まえて行うこと。

また、制度の見直しは、作付計画を立案する前までに行うとともに、農業者に対する周知・広報の徹底を図ること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

4. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (2) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

5. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じた補助対象及び配分基準等の見直しを行うとともに、財政支援の拡充を図ること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、根本的かつ効果的な対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令等の見直しを行うこと。

さらに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。
- (4) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

7. 水産業の経営安定対策等の充実強化

水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

8. 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の恒久化等

農林水産業の経営安定や農林水産施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽

油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、農林漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。